

平成 29 年度事業計画 ~~(案)~~

平成 29 年度においては、次のような事業を実施する。

(公益事業)

1. 展示活動について

①企画展 「出雲民芸紙の世界」平成 29 年 4 月～

・・・出雲民芸紙は、安部榮四郎が民芸運動の影響をうけて創作し成長した和紙である。

「民芸運動がなければ、紙を漉き続けていなかった」と榮四郎も言ったように、民芸運動は多くの伝統工芸を今に残す力となっている。柳宗悦、河井寛次郎、浜田庄司、バーナードリーチ、棟方志功などの民芸運動の指導者や民芸作家の作品や資料を、彼らとの交友を通じて成長した出雲民芸紙の作品とともに展示する。

また、榮四郎の後継者安部信一郎の現在の出雲民芸紙抄紙工程を、英語、フランス語の翻訳文書付きの和紙パネルで紹介する。

②企画展 「和紙の今昔」平成 29 年 9 月～

当館で収蔵している多くの紙に関する資料より、古文書・典籍・紙製品等を展示し、現代に至るまでの紙の歴史を分かりやすく紹介し和紙の周知に努める。

外国からの来館者にも理解できるように英語・フランス語翻訳文書をつくる。

2. 和紙普及活動

① 手すき和紙伝習所において

・紙すき体験の受入れ

予約制で一人から各種学校、国内外の団体まで受入れる。人数と時間によって紙すき内容を変え対応する。特に松江市内の小・中学校へ伝統工芸学習と卒業証書作り等 PR する。

② 「紙樂塾」(しがくじゅく)の開催

一般参加の和紙工芸体験教室をおこなう。

照明器具(あかり)作り、たこ作り、型染め体験、うちわ作り、数名の紙すき体験など、家族連れで楽しめるように豊富なメニューを揃える。

③ 伝統工芸を伝えるワークショップ

八雲塾「紙ってどうして出来るの?三極皮はぎから紙すきまで」(第 28 回)を 2 月初旬に開催、年に 1 度の冬の風物詩。紙の原木三極を古式の方法で蒸し、皮をはぎ、紙料を作り紙すきまでの工程を体験する。

3. 調査研究活動について

松江市で唯一の伝統工芸手漉き和紙である出雲民芸紙の資料や重要無形文化財保持者であった安部榮四郎の技術資料、及び国内外の紙に関わる資料を収蔵している。

県内で和紙を扱う博物館がなく、貴重な資料の鑑定や調査を依頼される。このことは、博物

館の活動においても実績となることから積極的に協力する。

4. その他

和紙で結ぶ地域交流と国際交流実行委員会の事業予定

- ・全国手すき和紙連合会、松江大会の開催
- ・和紙シンポジウムの開催・和紙産地へアンケート調査報告と和紙の未来を考える
- ・DVD「紙漉き体験説明映像」の多国語吹き替え製作
- ・多国語展示標記の実施
- ・雁皮紙で出雲神話・郷土の歴史等を製作する

(収益事業)

- ・売店での取り扱い品目を増やす。
- ・オリジナル商品の開発、販売を積極的に行う。

松江市地域おこし協力隊と提携したモニタリングの開催と商品開発

松江市の I ターンによる地域おこし協力隊は、若い世代が多く、新鮮な感覚で松江市の産業や観光振興について地域団体と協力しながら様々な取り組みを手掛けている。当館としても出雲民芸紙を使った工芸作品開発、紙漉き体験ツアーなど協力を仰ぎ、入館者の増加、出雲民芸紙の販売促進を目指し努力する。

- ・不動産賃貸事業 故中野はる氏の事業を継承している株式会社しゅんこうと土地賃貸借契約に伴う賃料を収益事業とする。
- ・収蔵品賃貸事業 所蔵している収蔵品等の賃貸事業。

(法人事業)

- ・役員任期満了に伴う役員改選を行う。(5月)
- ・役員会の開催を行う。
- ・地域内外の各種団体と積極的に交流を持つ。

平成29年度収支予算案

勘定科目	29年度予算	28年度予算	差額
基本財産受取利息	202,500	202,500	0
基本財産賃貸料収入	1,000,000	1,000,000	0
基本財産運用益	1,202,500	1,202,500	0
入館料収入	700,000	450,000	250,000
伝習所運営収入	1,000,000	800,000	200,000
売店収入	2,500,000	2,000,000	500,000
事業収入	4,200,000	3,250,000	950,000
受取地方公共団体補助金	500,000	437,000	63,000
受取補助金等	500,000	437,000	63,000
受取寄付金	1,600,000	1,600,000	0
受取寄付金	1,600,000	1,600,000	0
受取利息	3,000	6,600	△ 3,600
雑収入	30,000	30,000	0
雑収益	33,000	36,600	△ 3,600
經常収益計	7,535,500	6,526,100	1,009,400
給与手当	1,536,000	1,536,000	0
臨時雇用賃金	450,000	450,000	0
福利厚生費	270,000	270,000	0
旅費交通費	30,000	30,000	0
通信運搬費	190,000	190,000	0
減価償却費	1,254,000	1,254,000	0
消耗品費	220,000	220,000	0
修繕費	250,000	250,000	0
印刷製本費	400,000	400,000	0
光熱水料費	530,000	530,000	0
賃借料	300,000	300,000	0
保険料	120,000	120,000	0
諸謝金	110,000	110,000	0
雑費	500,000	500,000	0
広告宣伝費	50,000	50,000	0
調査研究費	10,000	10,000	0
研修教材費	700,000	650,000	50,000
事業経費	6,920,000	6,870,000	50,000

収支内訳表

公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
		202,500	202,500
	1,000,000		1,000,000
	1,000,000	202,500	1,202,500
700,000			700,000
1,000,000			1,000,000
	2,500,000		2,500,000
1,700,000	2,500,000		4,200,000
500,000			500,000
500,000			500,000
1,000,000	600,000		1,600,000
1,000,000	600,000		1,600,000
		3,000	3,000
	30,000		30,000
	30,000	3,000	33,000
3,200,000	4,130,000	205,500	7,535,500
768,000	768,000		1,536,000
225,000	225,000		450,000
135,000	135,000		270,000
20,000	10,000		30,000
147,500	42,500		190,000
1,204,000	50,000		1,254,000
198,000	22,000		220,000
230,000	20,000		250,000
100,000	300,000		400,000
500,000	30,000		530,000
267,000	33,000		300,000
115,000	5,000		120,000
110,000			110,000
350,000	150,000		500,000
50,000			50,000
10,000			10,000
700,000			700,000
5,129,500	1,790,500		6,920,000

事業費	6,920,000	6,870,000	50,000
会議費	30,000	30,000	0
通信運搬費	20,000	20,000	0
減価償却費	13,000	13,000	0
消耗品費	10,000	10,000	0
修繕費	3,000	3,000	0
光熱水料費	6,000	6,000	0
賃借料	33,000	33,000	0
保険料	2,000	2,000	0
諸謝金	400,000	400,000	0
租税公課	3,000	3,000	0
負担金	170,000	170,000	0
支払利息	0	1,000	△ 1,000
雑費	150,000	150,000	0
寄付金	10,000	10,000	0
管理費	850,000	851,000	△ 1,000
予備費	200,000	0	200,000
經常費用計	7,970,000	7,721,000	249,000
評価調整前当期經常増減額	△ 434,500	△ 1,194,900	760,400
当期經常増減額	△ 434,500	△ 1,194,900	760,400
税引前当期一般正味財産増減額	△ 434,500	△ 1,194,900	760,400
法人、住民税及び事業税	230,000	230,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 664,500	△ 1,424,900	760,400
一般正味財産期首残高	216,116,991	217,541,891	△ 1,424,900
一般正味財産期末残高	215,452,491	216,116,991	△ 664,500
正味財産期末残高	215,452,491	216,116,991	△ 664,500

5,129,500	1,790,500		6,920,000
		30,000	30,000
		20,000	20,000
		13,000	13,000
		10,000	10,000
		3,000	3,000
		6,000	6,000
		33,000	33,000
		2,000	2,000
		400,000	400,000
		3,000	3,000
		170,000	170,000
		0	0
		150,000	150,000
		10,000	10,000
		850,000	850,000
200,000			200,000
5,329,500	1,790,500	850,000	7,970,000
△ 2,129,500	2,339,500	△ 644,500	△ 434,500



公益財団法人 安部榮四郎記念館
第11回理事会

- 1、開催日時 平成29年2月28日 12時～13時30分
- 2、開催場所 五幸和室（松江市上乃木四丁目21-7）
- 3、理事総数及び定数
総数 6名、 定足数 4名
- 4、出席理事数 6名
（出席）安部信一郎、青砥誠一、秋原 司、永原和男、米田裕幸、澤田暉雄
（監事出席）長澤廣朋 長島 譲
（傍聴）石原英紀 安部紀正（以上評議員）
- 5、議案
決議事項 第1号議案 「平成28年度収支予算第2次補正の承認」の件
第2号議案 「平成29年度事業計画案の承認」の件
第3号議案 「平成29年度収支予算案の承認」の件
第4号議案 「役員任期満了にともなう新役員選任について」の件
第5号議案 「評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件
報告事項 前理事会から現在までの記念館の運営状況について

6、会議の概要

（1）定足数の確認等

冒頭で安部信一郎理事長より、理事総数6名中、現在6名が出席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数4名以上を充足していることを確認し、続いて同理事長から本会議の議事進行について説明があった。

（2）議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、安部信一郎理事長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案「平成28年度収支予算第2次補正の承認」の件
安部信一郎理事長が資料に基づき詳細説明をおこなった。
審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決承認した。

第2号議案「平成29年度事業計画案の承認」の件
安部信一郎理事長が資料に基づき詳細説明をおこなった。
審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決承認した。

第3号議案「平成29年度収支予算案の承認」の件

安部信一郎理事長が資料に基づき詳細説明をおこなった。
審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決承認した。

第4号議案 「役員任期満了にともなう新役員選任について」の件

安部信一郎理事長より、今年度をもって評議員、監事、理事の任期が満了するので、評議員会にたいして、以下のように理事会として提案したいと述べた。

評議員 石原英紀、杉原登司夫、野坂 裕、藤田 勝

監事 長島 譲、長澤廣朋

理事 安部信一郎、青砥誠一、秋原 司、永原和男、米田裕幸、澤田暉雄、安部紀正

審議の結果、理事長の提案通り出席理事全員で承認した。

第5号議案 「評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

安部信一郎理事長より、定款では第1号議案及び第2号議案、第3号議案については、評議員会への報告事項となっているので、評議員全員の同意書によるみなし決議にて決議いただくため、本理事会でその方法を決議し評議員に対して書面評議員会を通知することにつき審議いただきたいとの提案があった。

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決承認した。

○報告事項

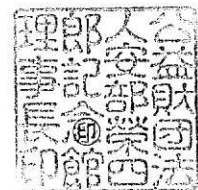
安部信一郎理事長が、前理事会以降の記念館の運営状況について報告をおこなった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、13時30分、議長は閉会を宣し解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成 29 年 2 月 28 日

代表理事 安部信一郎



監事 長澤 廣朋



監事 長島 譲



公益財団法人 安部榮四郎記念館
第8回臨時評議員会

- 1、評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 「平成28年度収支予算第2次補正の報告」の件
第2号議案 「平成29年度事業計画及び収支予算の報告」の件
- 2、評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 安部信一郎
- 3、評議員会の決議があったものとみなされた日 平成29年3月15日
- 4、評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事 安部信一郎
評議員数 5名 (同意書別添のとおり)

平成29年2月28日、理事 安部信一郎が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき平成29年3月15日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款第23条（一般法人法第194条）に基づく評議員の決議の省略の方法により、当該提案（第1号議案及び第2号議案）を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成29年3月15日

代表理事 安部信一郎

